

[事案 29-223] 入院給付金支払等請求

・平成 30 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除されたため、契約解除の無効および入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病により約 1 か月間入院したため、平成 29 年 1 月に契約した医療保険（契約①）および平成 27 年 4 月に契約した医療保険（契約②）に基づき入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除され、また責任開始期前に発病していたことを理由に給付金が支払われなかつたが、以下を理由に契約解除を無効とし、入院給付金を支払ってほしい。

(1) 契約①の告知日および平成 29 年 3 月に失効した契約②の復活告知日において、自身が糖尿病であることを認識していなかつた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

(1) 申立人は、本契約の告知日の前に糖尿病の診断・告知を受けており、その後本契約の告知日前後に至るまで定期的に通院・投薬を受けていることから、糖尿病の認識は明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行つた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は、告知日前に糖尿病の診断・告知を受けていたと認められる一方、告知日において自身が糖尿病であること等を認識していなかつたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。